

建設工事の提出書類における押印の省略について

令和5年（2023年）4月1日
総務部契約検査課工事検査室

受発注者双方の業務効率化及びデジタル化に向けた取り組みとして、令和4年（2022年）4月1日に一部書類について押印を省略できることとしておりましたが、今回新たに書類を追加するとともに、以下の取扱いにより電子メールで提出する場合以外でも押印を省略できることとしました。

なお、この取扱いについては、あくまでも提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のおり押印した書類（原本）で提出することは可能です。

1 押印を省略できる書類

- ・ 工事工程表
- ・ 現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書
- ・ 現場発生材報告書
- ・ 支給材料等事故報告書
- ・ 残材返品調書
- ・ 条件変更等通知書
- ・ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書
- ・ 履行期限延長申請書
- ・ 一部履行届
- ・ 中間前金払要件認定申出書
- ・ 工事履行状況等報告書（中間前金払用）
- ・ 工事完成届
- ・ 工事目的物引渡書
- ・ 工事成績評定に係る説明請求書

新たに追加した書類

- ・ 請負代金請求書（書面で提出してください）

2 押印を省略する場合の取扱い

当該書類に「本件責任者」「担当者」「連絡先」を記載したうえで提出してください。※電子メールで提出する場合は、PDF データを添付。

本件責任者（請求書については発行責任者）は、代表取締役または現場代理人としてください。

※確認のため、記載された連絡先に連絡する場合があります。

3 適用日

令和5年（2023年）4月1日以後に契約する建設工事から適用しますが、同日前に契約したものにおいても、押印の省略をしても差し支えないこととします。